

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	有料放送サービスにおける受信者保護規律の見直し・ 充実（初期契約解除制度）	府省名	総務省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 放送法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、 内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の 分析	② 遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の 社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑥ 費用と便益の 関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	
代替 案	⑦ 代替案の 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし	※
	⑧ 代替案との 比較 <input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし	※
⑨ レビューを行う 時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較に係る補足説明》

契約の解除に関する規定は、有料放送事業者のうち、ケーブルテレビ事業者については、現に業界自主基準（日本ケーブルテレビ連盟が定める「有線テレビジョン放送事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドライン」）において設けられているところ（第9条に規定）であり、事業者による自主的な取組に委ねるという対応も想定できるものとする。

代替案の具体的な内容としては、規制の事前評価書中「各規制を・・・業界で自主基準を策定しこれに基づき取り組む等・・・自主的取組に委ねる」としているのとおり、ケーブルテレビ事業者のみならず、有料放送事業者に対し、改正案と同様に、

- ・ （販売形態にかかわらず、）国内受信者は契約締結書面受領後等8日間は相手方の同意なく契約解除可能、
- ・ 有料放送事業者は契約解除に伴う損害賠償・違約金等の請求禁止、
- ・ 対価請求は解除までの期間におけるサービスの対価の範囲に制限

といった内容の契約の解除に関する規定を設けるよう、行政として働きかけることを想定している。

なお、改正案では利用者に不利な特約を無効とすることとしているが、自主基準では、ある契約の特約を無効とすることはできないと考えられ、自主基準に設けることは想定していない。したがって、自主基準において、改正案と同様に上記の内容の規定を設けたとしても、その実効性の担保には限界があると考えられる。そのため、規制の事前評価書において、費用については「改正案と同様の事項について遵守費用が生じるが・・・改正案における遵守費用よりも少なくなる。」、便益については「改正案と同様の便益があるが・・・改正案における社会的便益よりも少なくなると考えられる」と記載している。